

議案第73号

松阪市立認定こども園条例の一部改正について

松阪市立認定こども園条例（令和元年松阪市条例第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月16日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市立認定こども園条例の一部を改正する条例

松阪市立認定こども園条例（令和元年松阪市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表松阪市立飯南ひまわりこども園の項の前に次のように加える。

松阪市立中川こども園	松阪市嬉野中川町 1854 番地	315
松阪市立豊田こども園	松阪市嬉野川北町 1346 番地 8	147
松阪市立三雲北こども園	松阪市肥留町 551 番地	351
松阪市立三雲南こども園	松阪市小津町 577 番地 3	422

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 認定こども園に係る入園の手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 施行日の前日に次の表の左欄に掲げる保育所又は幼稚園に在籍しており、施行日において法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもであるものは、施行日においてそれぞれ同表右欄に掲げる認定こども園に入園したものとみなす。ただし、右欄に掲げる認定こども園への入園を希望しない者については、この限りでない。

松阪市立中川幼稚園	松阪市立中川こども園
松阪市立豊田幼稚園	松阪市立豊田こども園

松阪市立ひかり保育園	松阪市立豊田こども園
松阪市立三雲北幼稚園	松阪市立三雲北こども園
松阪市立三雲北保育園	松阪市立三雲北こども園
松阪市立三雲南幼稚園	松阪市立三雲南こども園
松阪市立三雲南保育園	松阪市立三雲南こども園